

理学療法士及び作業療法士法

抜 萃

附 録

業務制限に関する資料

社団法人 日本理学療法士協会

理学療法士及び作業療法士法

〔昭和40年6月29日〕
法律第137号

目 次

- 第1章 総則(第1条-第2条)
- 第2章 免許(第3条-第8条)
- 第3章 試験(第9条-第14条)
- 第4章 業務(第15条-第17条)
- 第5章 審議会(第18条-第20条)
- 第6章 罰則(第21条-第22条)
- 附則

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、理学療法士及び作業療法士の資格を定めるとともに、その業務が、適正に運用されるように規律し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。
- 2 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。
- 3 この法律で「理学療法士」とは厚生大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に理学療法を行なうことを業とする者をいう。
- 4 この法律で「作業療法士」とは、厚生大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて医師の指示の下に作業療法を行なうことを業とする者をいう。

第2章 免 許

(免許)

第3条 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生大臣の免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 罰金以上の刑に処せられた者
- 2 前号に該当する者を除くほか、理学療法士又は作業療法士の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

- 3 素行が著しく不良である者
- 4 精神病患者、麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者又は伝染性の疾病にかかっている者

(理学療法士名簿及び作業療法士名簿)

第5条 厚生省に理学療法士名簿又は作業療法士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第6条 免許は、理学療法士名簿又は作業療法士名簿に登録することによって行なう。

- 2 厚生大臣は、免許を与えたときは、理学療法士免許証又は作業療法士免許証を交付する。

(免許の取消し等)

第7条 理学療法士又は作業療法士が、第4条各号のいずれかに該当するに至ったときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、理学療法士又は作業療法士について前項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。
- 3 第1項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取り消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認めるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。
- 4 厚生大臣は、第1項又は前項に規定する処分をしようとするときは、理学療法士作業療法士審議会の意見をきかなければならない。
- 5 厚生大臣は、第1項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(政令への委任)

第8条 この章に規定するもののほか、免許の申請、理学療法士名簿及び作業療法士名簿の登録、訂正及び削除並びに免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出に関し必要な事項は、政令で定める。

第3章 試 験

(試験の目的)

第9条 理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験は、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能について行なう。

(試験の実施)

第10条 理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験は、少なくとも1回、厚生大臣が行なう。

(理学療法士国家試験の受験資格)

第11条 理学療法士国家試験は、次号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項の規定により大学に入学することができる者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した理学療法士養成施設において、3年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 作業療法士その他政令で定める者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した理学療法士養成施設において、2年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの

- 3 外国の理学療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

[参照条文]

学校教育法(昭和22年法律第26号)抄

第56条 大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 (省略)

(作業療法士国家試験の受験資格)

第12条 作業療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 1 学校教育法第56条第1項の規定により大学に入学することができる者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した作業療法士養成施設において、3年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 理学療法士その他政令で定める者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した作業療法士養成施設において、2年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの
- 3 外国の作業療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で作業療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(不正行為の禁止)

第13条 理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験を受けることを許さないことができる。

(省令への委任)

第14条 この章に規定するもののほか、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験の科目、受験手続、受験手数料その他試験に関し必要な事項並びに第11条第1号及び第2号の学校又は理学療法士養成施設の指定並びに第12条第1号及び第2号の学校又は作業療法士養成施設の指定に関し必要な事項は、省令で定める。

第4章 業 務

(業務)

- 第15条 理学療法士又は作業療法士は、保健婦助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができる。
- 2 理学療法士が、病院若しくは診療所において、又は医師の具体的な指示を受けて、理学療法として行なうマッサージについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条の規定は、適用しない
- 3 前2項の規定は、第7条第1項の規定により理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられている者については適用しない。

[参照条文]

保健婦助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号)抄

第31条 看護婦でなければ、第5条に規定する業をしてはならない。但し、医師法又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)の規定に基づいてなす場合は、この限りでない。

2 (省略)

第32条 准看護婦でなければ、第6条に規定する業をしてはならない。但し、医師法又は歯科医師法の規定に基づいてなす場合は、この限りでない。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に関する法律(昭和22年法律第217号)抄

第1条 医師以外の者で、あん摩マッサージ若しくは指圧、はり、きゅう又は柔道整復を業としようとする者は、夫々あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許又は柔道整復師免許(以下免許という。)を受けなければならない。

(秘密を守る義務)

第16条 理学療法士又は作業療法士は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。理学療法士又は作業療法士でなくなった後においても同様とする。

(名称の使用制限)

第17条 理学療法士でない者は、理学療法士という名称又は機能療法士その他理学療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

2 作業療法士でない者は、作業療法士という名称又は職能療法士その他作業療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

第5章 審議会

(審議会)

第18条 厚生大臣の諮問に応じて、理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験に関する重要事項を調査審議させ、並びに理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に、附属機関として理学療法士作業療法士審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項のほか、文部大臣又は厚生大臣の諮問に応じて、第11条第1号及び第2号の学校又は理学療法士養成施設の指定並びに第12条第1号及び第2号の学校又は作業療法士養成施設の指定に関する重要事項を調査審議するものとする。

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第19条 審議会の委員その他理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たって厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(政令への委任)

第20条 この章に規定するもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰 則

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- 1 第16条の規定に違反した者
- 2 第19条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者
- 3 前項第1号の罪は、告訴を待って論ずる。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の罰金に処する。

- 1 第7条第1項の規定による理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止命令に違反した者
- 2 第17条の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日〔昭和40年6月29日から起算して60日を経過した日から施行する。ただし、第5章の規定は公布の日から、第10条の規定は昭和41年1月1日から施行する。〕

(免許の特例)

- 2 厚生大臣は、外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者又は作業療法士の免許に相当する免許を受けた者であって、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能を有すると認定したものに対しては、第3条の規定にかかわらず、当分の間、理学療法士又は作業療法士の免許を与えることができる

(受験資格の特令)

- 3 この法律施行の際、現に理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は施設であって、文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能を修業中であり、この法律の施行後その学校又は施設を卒業した者は、第11条又は第12条の規定にかかわらず、それぞれ理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験を受けることができる。
- 4 この法律の施行の際、現に病院、診療所その他省令で定める施設において、医師の指示の下に、理学療法又は作業療法を業として行なっている者であって、次の各号に該当するに至ったものは、昭和46年3月31日までは、第11条又は第12条の規定にかかわらず、それぞれ理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験を受けることができる。
 1. 学校法第56条第1項の規定により大学に入学することができる者又は政令で定める者
 2. 厚生大臣が指定した講習会の課程を了した者
 3. 病院、診療所その他省令で定める施設において、医師の指示の下に、理学療法又は作業療法を5年以上業として行なった者
- 5 前項に規定する者については、第14条の規定に基づく理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に関する省令において、科目その他の事項に関し必要な特例を設けることができる。
- 6 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第11条第1号、第12条第1号及び附則第4項第1号の規定の適用については、学校教育法第56条第1項の規定により大学に入学することができる者とみなす。

PTOT 法の解説抜萃(厚生省医事課編)

第1章 この法律の目的

理学療法士及び作業療法士法(以下「法」という。)では、第1条に、この法律の制定の目的が掲げられている。これによって、「理学療法士及び作業療法士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律すること」がこの法律の直接のねらいであることが知れる。なぜこのようなねらいのもとに理学療法士及び作業療法士の資格制度を設けるかといえば、それは結局医療の普及と向上を図るためであるということも明らかにされている。ただ、理学療法士及び作業療法士の資格制度の創設によって普及され、向上される医療というのは、改めていうまでもなく、**医療一般ではなくてあくまでも身体または精神に障害のある者に対する医学的リハビリテーションである。**このことから、この法律の厚生省医務局の原案では、「**医学的リハビリテーションの普及及び向上に寄与することを目的とする**」とされていたが、その後の検討によって、**医学的リハビリテーション**ということばが一般用語として完全に熟しているとはいえないのでこれを現在のように**医療**と改めたものである。

第2章 用語の定義

いったい、この法律によって資格が定められ、さらにはその業務の運用について規律される理学療法士および作業療法士とはなにか、また、理学療法士が行なう理学療法とは、作業療法士が行なう作業療法とはどんなものか。法第2条は、これらの点を明らかにするために設けられた定義規定である。以下、ここで定義されている事項について、若干の紙幅をさくことにしよう。

(1) 理学療法についての定義

理学療法とは、すでに第1部でも述べたとおり **physical therapy** あるいは **physiotherapy** という英語を語源とすることばである。この理学療法ということば自体は、わが国でもかなり以前から用いられており、たとえば保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号)において、看護婦および准看護婦の学校および学校の学科目として理学療法が掲げられているが、はたして、ここにいう理学療法が現在われわれが理解しているような内容のものであったかどうかは疑問である。おそらく、放射線療法などを含めた物理学的な手段による治療一般を指称していたものと考えられる。現在の意味における理学療法という用語が政府当局および医学界一般において採用されたのは、PT・OT 身分制度調査打合会がフィジカル・セラピーの統一名称として理学療法を採択する旨を決定して以来のことであり、その歴史はまだ浅い。この統一名称が決定されるまでは、わが国の医学界においては、理学療法、物理療法(以上は主として内科系)、機能療法、機能訓練、機能回復訓練(以上は主として外科系)などというまちまちな名称が用いられてきた。この名称が統一されるか、あるいは代表的な名称をどれにするかを決定しない限りは、その従事者の資格の名称も決めかねるという状況にあったのである。

ところで、法第2条第1項では、理学療法について、「**身体障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺戟、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。**」と定義している。

つまり、理学療法とは、

- (A) その対象となる者は、**身体に障害のある者**であり、
- (B) その主な目的は、対象となる者の基本的動作能力の回復を図ることであり、
- (C) そのために用いられる手段は、対象となる者に**治療体操その他の運動を行なわせる**ことおよび対象となる者に**電気刺戟、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える**ことであって、

この対象、目的および手段の 3 点においてこの定義にあてはまらない行為は理学療法とはいえない。たとえば、身体に障害のない者に対して行なわれる、マッサージであるとか、身体に障害のある者に対し、その基本的動作能力の回復を図るために行なわれる手術や投薬などの診療行為は、いずれも理学療法には属さない。ただし、ここにいう身体に障害のある者の範囲は、身体障害者福祉法にいう身体障害者の範囲よりも広く、およそ永続的であると一時的であることを問わず傷病ないしは先天的な異常によって身体の諸機能(精神機能を除く。)になんらかの障害を現に有する者はすべてこれに含まれる。ただ、理学療法の主な目的が、失なわれている基本的動作能力の回復を図ることにあるために、理学療法の対象となる身体に障害のある者の範囲は、おおむね基本的動作能力に障害のある者だけにおのずから限定されることとなる。

また、基本的動作能力とは、坐る、立つ、歩く、**体や手足をまげたり伸ばしたりする**といった人間にとって基本的といえるような運動能力のことをいうが、このような基本的動作能力の障害は、手足、肩、腰あるいはこれらの運動をつかさどる神経系統などに障害がある場合に多くみられるが、そのほか呼吸器、心臓、消化器等の内臓の障害に伴って生ずる場合もある。

次に理学療法に用いられる手段とその役割を具体的に示すと次のとおりである。

④ 主として筋の自動運動によって行なう訓練(治療体操など)

これには、①人手や器械器具によって介助を加えて行なうものと②人手や器械器具によって抵抗を加えて行なうものがあり、理学療法の基本となるものとされる。

⑤ マッサージと徒手操作

マッサージは、④の筋の自動運動によって行なう訓練の実施にあたり、その準備のための手段として、あるいはその実施後の障害(疲労を含む。)の防止や治療の手段として用いられ、徒手操作は身体の変形に対する矯正や整復のための手段であるが、これらはその効果が限られているため世界のいずれの国においてもしだいに用いられなくなってきているといわれている。

⑥ 器械によるマッサージ

バイブレーターなどによって皮膚の上から機械的振動や摩擦を与えてマッサージ効果を与えるものである。

⑦ 温熱

これは、部分浴、泥浴、パラフィン浴、熱湿布、放射熱、超短波などによって障害のある局所を加熱(ないしは保温)する方法で、主として炎症や疼痛を伴う障害のある場合に行なわれる。

⑧ 電気刺戟

電流によって神経または筋を刺戟してこれを収縮させるためのもので、筋に自動収縮力が認められない場合に行なわれるが、**この方法は理学療法というよりはむしろ治療医学の領域に属すべきものとする考え方もある。**

⑨ スポーツ、遊戯、ダンスなど

理学療法の補助的手段として用いられ、その効果はすこぶる高いといわれる。

では、このような理学療法は、医療全体のなかでどのような位置を占めるものであろうか。この点についてはすでに第 1 部第 3 章の (4) で第 2 図および第 3 図によってみたところであるので改めて説明しないが、ただ、理学療法のうち、回復の初期の段階で病状が充分安定していない患者に行なわれるものとか、電気刺戟、温熱、光線等を用いるものなどが医師法にいう医業の分野に属し、医師が自ら行なうか、あるいは医師の指導監督の下に補助者が行なうのでなければ無免許医業として処罰されるおそれがあるということを付け加えておきたい。

(2) 作業療法についての定義

作業療法とは、Occupational Therapy という英語を語源とすることばであって、理学療法の場合と同様、昭和38年にPT・OT身分制度調査打合会がこれをオキュペーションセラピーについてのわが国における統一の名称として決定するまでは、職能療法、職能訓練(以上は主として外科系)、作業療法(主として精神科系)などまちまちの名称が使用されてきた。

作業療法とは、身体や精神に障害のある人々に対しなにか作業を行なわせることによって、その障害を回復させるための医療であって、その原理はすでに古代エジプトや古代ギリシャの頃から発見され、まず精神科の分野において応用されたといわれる。

法第2条第2項では、作業療法について、「身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。」と定義しており、理学療法の場合と同様に、作業療法の場合も、(A)その対象となる者、(B)その目的、(C)その手段の3点でこの定義からははずれるものはこれを作業療法ということができない。たとえば、身体障害者に対する職業訓練は、その目的が職業に就くために必要な知識技能を身体障害者に授けることにあるから、作業療法とは区分される。

なお、ここにいう身体障害のある者の範囲は、理学療法の対象となる身体に障害のある者の場合と同様に、きわめて広く考えるべきであるが、ただ精神に障害のある者の範囲は、精神衛生法でいう精神障害者の範囲よりも医学的管理を必ずしも要しない者が含まれている関係上若干狭くならざるをえないと考えられる。

作業療法的手段として用いられる作業の種類には、陶芸、彫刻、写真、絵画、音楽、金工、木工、裁縫、編物、園芸、勉強、衣服の着脱、家事、電話をかけること、スポーツ、遊戯など数多くのものがあって、疾病の種類、障害の状況、年齢、教育の程度、過去の人生経験、心理的傾向などその患者の特性を考慮して作業の内容が決定されるが、その効果としては次のようなことが期待されている。

① 精神病患者の病状の回復

② 身体障害者に対しては、

(イ) 関節運動や筋力や筋の協調動作を増強させる。

(ロ) 食事、衣服の着脱、タイプライターやペンなどによる書字などの日常動作を行なえるようにする。

(ハ) 職業につくために必要な作業耐性を増強する。

(ニ) 患者の身体的能力、興味、作業習慣などを観察して職業適性を測定する。

(ホ) 長期間の療養生活に変化をもたせることにより患者がこれに耐えやすいようにする。

作業療法は、いわば患者自身によって行なわれる医療であり、医師や作業療法士はその指導にあたるにすぎないから、精神病患者の治療のために行なわれるものを除き、これを医業の分野に属せしめることは適当ではない。

ちなみに、理学療法と作業療法との違いをわかりやすくいうと、理学療法が身体に障害のある者に対して行なわれるのに対して、作業療法は身体に障害のある者のほか精神に障害のある者に対しても行なわれるということのほか、身体に障害のある者に対し行なわれる場合についていえば、理学療法は主として回復の過程の前期において筋力の増強、関節の大まかな動きの回復を目標にして行なわれ、その主な対象が下肢であるのに対して、作業療法は主として回復の過程の後期に関節の細かい動きの回復や運動の協調性の増強を目標として行なわれ、上肢が主な対象となるという点が異なるといえよう。ただし、両者の共通の分野として、日常生活に必要な動作の訓練がある。

(3) 理学療法士および作業療法士についての定義

法第2条第3項では、理学療法士について「厚生大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示のもとに、理学療法を行なうことを業とする者をいう。」と定義しており、作業療法士についても、業務の種類が異なる点を除けば、同様の定義が法第2条第4項でなされている。

これらの定義によって、理学療法士および作業療法士が、①厚生大臣の免許を受ける者であること、②その名称を独占的に使用することができる者であること、③医師の指示の下にその業務を行なう者であることなどの点が明らかにされている。なお、「医師の指示の下に、理学療法(作業療法)を行なうことを業とする」とは、理学療法士および作業療法士がその個別の業務を行なうにあたって、そのつど医師の具体的な指示を受けることが必ずしも想定されているのではなくて、その業務が全体として医師の指示によって運用されることを期待しての表現である。本法には、病院または診療所以外の場所で行なう理学療法としてのマッサージ以外の業務については、理学療法士および作業療法士が医師の指示の下にその業務を行なわなければならない旨の業務規定は設けられていないが、理学療法および作業療法の業務のうちには医業の領域に属するものもあり、もしこれらの業務を医師の指示ないしは指導監督を受けないで行なえば、医師法第 17 条違反の罪を構成することになることはすでにふれたところである。

第 5 章 業 務

(1) 診療の補助としての理学療法または作業療法

理学療法および作業療法に属する業務のうちにはさまざまな種類のものがあり、このうちには前にもみたとおり、① 回復過程の初期の段階に病状がまだ安定していない患者に対して行なわれるもの、② 電気刺激、温熱、光線等を用いる療法、③ 精神障害者に疾病治療の一部として行なわれる作業療法など医行為(医師が行なうかあるいは医師の管理下に行なわれるのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為)に属するものもある。理学療法士または作業療法士が、医師の指示ないしは管理を受けないでこれらの医行為に属する業務を行なえば、医師法第 17 条違反の罪(無免許医業の罪)に問われることになるが、医師の指示ないしは管理を受けてこれを行なう限りにおいては、診療の補助行為に該当するものとされ、この場合は医師法第 17 条違反の罪を構成する余地はない。

ところが、保健婦助産婦看護婦法第 3 1 条および 3 2 条は、この診療の補助行為についても、これを看護婦、准看護婦、医師、歯科医師、保健婦および助産婦以外の者が業とすることを禁止しているの、このままでは理学療法士が業として行なう診療の補助としての理学療法は、いずれもこれらの禁止規定にふれることになる。そこで、そのような問題の生ずる余地をなくするために、理学療法士または作業療法士は、保健婦助産婦看護婦法第 3 1 条第 1 項または第 3 2 条の規定にかかわらず、**診療の補助としての理学療法または作業療法を業とすることができる旨の規定がこの法律に設けられた。これが法第 15 条第 1 項の規定である。**

この結果、理学療法士および作業療法士は、看護婦や准看護婦と**診療の補助としての理学療法または作業療法の分野**を共有することになるわけであるが、改めていうまでもなく、理学療法士または作業療法士が業として行なうことができる診療の補助業務はあくでも理学療法または作業療法の分野のそれに限られ、たとえば医師の指示があっても看護婦等のように注射、薬剤の授与、一般診療機械の使用などの行為を業とすることは許されない。そして、看護婦または准看護婦が診療の補助としての理学療法または作業療法に携わることが適当かどうかは法律外の問題である。

このように、一般的には禁止されている診療の補助行為の一部を業とする権能が与えられたことによって、形式的には単に名称のみを独占するにすぎない理学療法士および作業療法士は、実質的には無資格者が行なってはならない固有の業務分野を占有することになった。とはいっても、理学療法または作業療法の業務のうちには一般的には禁止されていない種類のものが少なくないので、この法律の施行によってただちに無資格者が理学療法または作業療法を業とすることが違法とされるということにはならない。

(2) 理学療法として行なうマッサージ

理学療法のうちには、法第 2 条第 1 項の定義によっても明らかなように、マッサージ行為が含まれている。ところで、マッサージは、古くからあん摩マッサージ指圧師または医師でなければこれを業としてはならないとされてきた。現行のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律でも、その第 1 条にこのことが定められている。したがって、やや形式的にいえば、理学療法士

は、身体に障害のある者に対し、その基本的動作能力の回復を図るために必要であっても、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律第 1 条の規定の適用が排除されない限りは、適法にマッサージを業として行なうことはできないということになる。しかしながら、理学療法士が適法に行なう必要があるのは、理学療法として行なうマッサージ、言い換えれば身体に障害のある者に対しその**基本的動作能力の回復を図るために行なうマッサージのみ**であるから、必ずしも理学療法士に対して無制限にマッサージを業として行なう権能を与える必要はない。むしろ、そのような権能を与えることは、**理学療法士がその業務の領域に進出することを極度に怖れているあん摩マッサージ指圧師**をいたずらに刺激するだけで、医療行政上は弊害こそあれなんらプラスとはならない。

そこで、理学療法士が、一方では理学療法として必要なマッサージを適法に業として行なえるようにするとともに、他方では理学療法の域をこえてマッサージを業として行なうことがないように細限するという一石二鳥の効果をねらって設けられたのが法第 1 5 条第 2 項の規定である。この規定によって、理学療法士は、病院あるいは診療所で理学療法として行なうマッサージについてはなんらの制限なしに行なうことができるし、これら以外の場所で理学療法として行なうマッサージについても医師の具体的な指示を受けるという条件の下に業とすることができることとなった。しかし、理学療法の範囲外のマッサージ、たとえば**健康増進とか疲労回復のために行なうマッサージについては、全く禁止が解除されていないので、理学療法士がこれを業とすることは許されない。**

なお、ここにいう「**医師の具体的な指示**」とは、**医師が、理学療法士に対し、その行なうべき施術の内容、たとえば施術の部位、施術の量等を明らかに示すこと**をいう。このような指示を与えるためには、その医師はその患者についてあらかじめ診察を行っていることが必要とされるのはいうまでもない。

では、これに対して、あん摩マッサージ指圧師は理学療法としてのマッサージを業として行なうことができるか。あん摩マッサージ指圧師は、本来、脱臼・骨折の患部に対する施術を除けば、いかなるマッサージについてもみずからの判断でこれを業として行なう権能を与えられており、この権能がこの法律の施行によって制限されたとは解されないから、当然、場所のいかんを問わず理学療法としてのマッサージを業として行なうことができるというべきである。

(3) 理学療法士および作業療法士の独立開業の可否

これまでみてきたとおり、理学療法および作業療法の業務のうちには、医行為に属するものとそうでないものがある。前者については、理学療法士または作業療法士は、病院または診療所において医師の管理下でこれを行なうか、でなければ医師の往診に随伴して行なうものでなければ医師法第 1 7 条に違反する。また、理学療法として行なうマッサージについても、すでにみたとおり病院または診療所以外の場所で行なうことについては厳しい制限が付されている。その他の理学療法または作業療法については、理論的には、病院または診療所以外の場所においてもこれを業とすることができるといえようが、このようなもののみを行なう施設というのは実際問題として営利的に成り立つ余地はほとんどないといってよい。したがって、理学療法士または作業療法士の独立開業が適法に実現されることはまずあえないというべきであろう。

(4) 秘密を守る義務

現在、医療関係者のうち、医師、助産婦および薬剤師にあつては刑法第 1 3 4 条第 1 項の規定によって、衛生検査技師にあつては衛生検査技師法第 2 1 条第 1 項第 3 号の規定によって、それぞれの業務上知り得た人の秘密を故なく漏らしたときは処罰の対象とされる。法第 1 6 条において、理学療法士または作業療法士についても同様に、その業務上知り得た人の秘密を守る義務を課することとされたのは、理学療法または作業療法の対象となる患者が身体または精神に障害のある人々であることを考慮して、理学療法士または作業療法士がその業務を行なうにあたり知りうるこれらの患者についての身体障害の状態その他に関する秘密をみだりに漏らすことのないようにとの趣旨からである。理学療法士または作業療法士が、この規定に違反して、正当な理由がないにもかかわらず、その業務上知り得た人の秘密をもらしたときは、法第 2 1 条第 1 項の規定により、3 万円以下の罰金に処せられる。ただし、理学療法士または作業療法士が秘密を漏らしたことにより害を被った者またはその法定代理

人が告訴をしない限りにおいては、罪に問われることはない(法第 21 条第 2 項)。なお、その秘密を漏らした理学療法士または作業療法士が、免許の取消しを受け、または施行令第 4 条第 1 項の規定による登録の削除を受けたことにより、理学療法士または作業療法士でなくなったときも秘密を漏らしてから 3 年を経過して公訴時効が成立しない限りは被害者または法定代理人の告訴によって罪に問われることがあるものとされている(法第 16 条後段)。

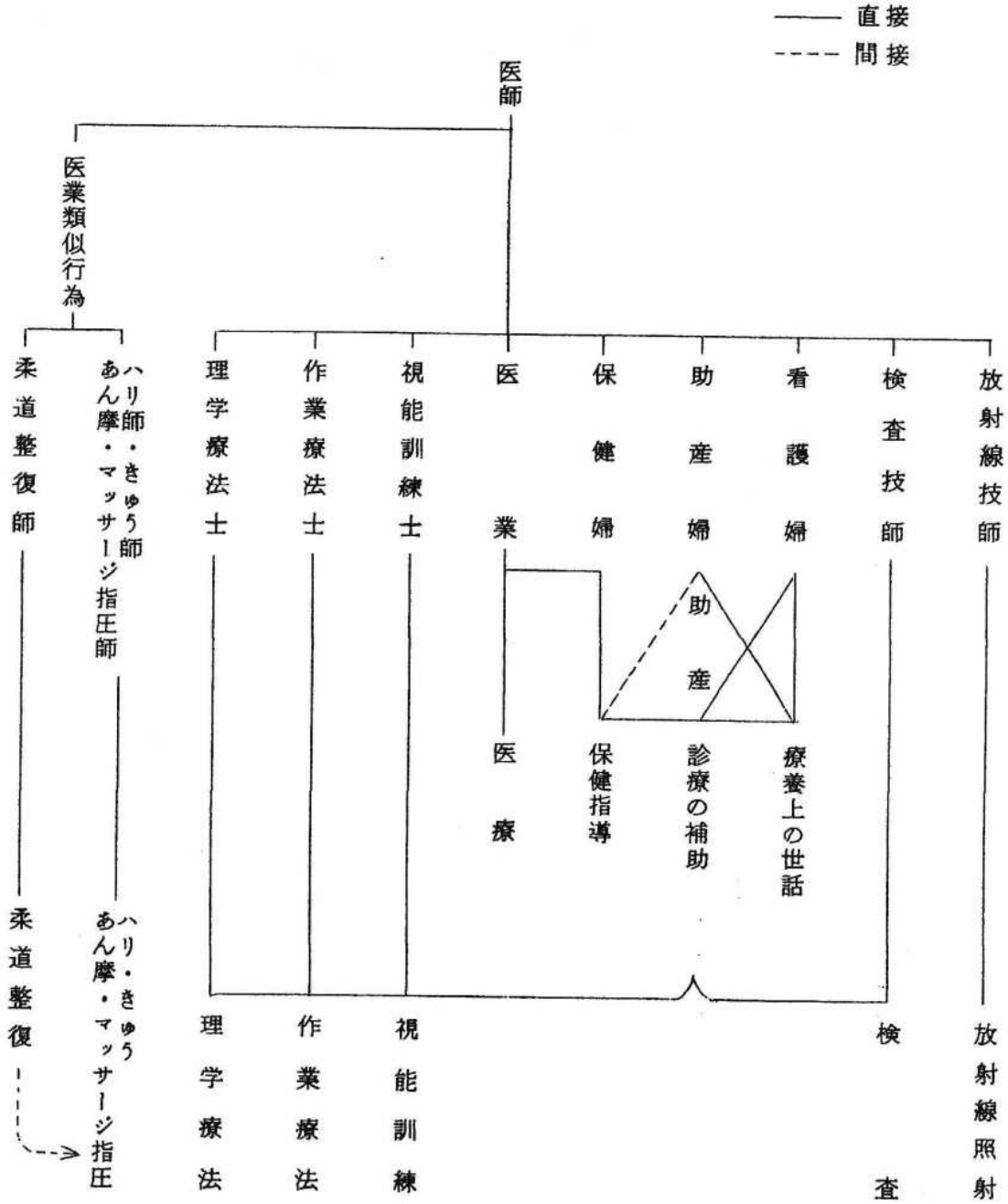
(5) 名称の使用制限

法第 17 条第 1 項によって、理学療法士でない者は、理学療法士という名称または機能療法士その他理学療法士にまぎらわしい名称を使用してはならないとされ、また、同条第 2 項によって、作業療法士でない者は、作業療法士という名称または職能療法士その他作業療法士にまぎらわしい名称を使用してはならないとされている。このように理学療法士および作業療法士についていわゆる名称独占の規定がとられることとなったのは、これらの免許制度においては、免許処分によって理学療法士または作業療法士に対して与えられる業務に関する固有の権能がないため、これに代る権能として名称を独占させることとしたものである。そもそも、名称独占の制度の存在理由というのは、その名称にふさわしいすぐれた知識技能を有すると認められる者(免許を受けた者)に対してのみその名称を使用させ、これによって十分な知識技能を有しない者が権威ある名称を用いて国民を欺き、保健衛生上害のあるおそれのあるような行為を行なうことを及ぶかぎり防止しようとするものである。このような名称独占の制度は、医療関係者の場合は、医師、歯科医師、薬剤師、診療エックス線技師(以上では名称独占の制度とあわせて業務独占の制度もとられている。)および衛生検査技師についてとられている。

この法律では、理学療法士という名称にまぎらわしい名称の例としてとくに機能療法士という名称を掲げ、また、作業療法士という名称にまぎらわしい名称の例としてとくに職能療法士という名称を掲げているのは、第 2 章の定義についての説明でもふれたとおり、機能療法あるいは職能療法ということばがフィジカル・セラピーあるいはオキュペーショナル・セラピーの訳語としてわが国の医学界で従来広く用いられていたからである。

なお、この名称の使用禁止の規定に違反した者、つまり理学療法士または作業療法士でないのに、これらの名称またはこれらの名称にまぎらわしい名称を使用した者は、法第 22 条第 2 号の規定により 1 万円以下の罰金に処せられる。この場合、その名称の使用の態様については問わないが、おのずから公然とこれを使用した者に限られることとなる。

法制上からみた医療業務



業務制限に関する医務薬務法令(抜萃)

〔医 療 法〕

第 1 章 総 則

(名称の使用制限)

- 第 3 条 疾病の治療(助産を含む)をなす場所であつて病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院、その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。
2. 診療所は、これに病院、病院分院、産院その他病院に紛らわしい名称を付けてはならない
 3. 助産所でないものは、これに助産所その他助産婦がその業務をなす場所に紛らわしい名称を付けてはならない。

(診療所・助産所の特例)

- 第 5 条 公衆又は時定多数人のため往診のみによって診療に従事する医師若しくは、歯科医師又は出張のみによってその業務に従事する助産婦については、第 8 条、第 9 条、及び第 6 9 条又は第 7 1 条の規定の適用に関し、それぞれの住所をもって診療所又は、助産所とみなす。

第 2 章 病院診療所及び助産所

(病院等の専属薬剤師)

- 第 1 8 条 病院又は医師が常時 3 人以上勤務する診療所にあつては、開設者は、専属の薬剤師を置かなければならない。但し、病院又は、診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(助産所の嘱託医師)

- 第 1 9 条 助産所の開設者は、嘱託医師を定めて置かなければならない。

第 4 章 医 療 法 人

(名称の独占)

- 第 4 0 条 医療法人でない者は、その名称中に医療法人という文字を用いてはならない。

〔医 師 法〕

第 1 章 総 則

(医師の任務)

- 第 1 条 医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第 4 章 業 務

(医師でない者の医業禁示)

- 第 1 7 条 医師でなければ医業をなしてはならない。

(名称の使用制限)

第18条 医師でなければ医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(療養方法等の指導)

第23条 医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

〔歯科医師法〕

医師法の規定中、医師とあるのを歯科医師と読みかえ、医業とあるのを歯科医業と読みかえる。

〔薬剤師法〕

第1章 総 則

(薬剤師の任務)

第1条 薬剤師は、調剤医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

第4章 業 務

(調剤)

第19条 薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは、歯科医師が次に掲げる場合に於て、自己の処方箋により自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方箋により自ら調剤するときは、この限りでない。

(処方せんによる調剤)

第23条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ販売又は、授与の目的で調剤してはならない。

〔保健婦、助産婦、看護婦法〕

第1章 総 則

(法律の目的)

第1条 この法律は、保健婦、助産婦及び看護婦の資質を向上し、もって、医療及び公衆衛生の普及向上をはかるのを目的とする。

(保健婦の定義)

第1条 この法律において「保健婦」とは、厚生大臣の免許を受けて保健婦の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする女子をいう。

(助産婦の定義)

第2条 この法律において「助産婦」とは、厚生大臣の免許を受けて、助産又は、妊婦、じょく婦もしくは、新生児の保健指導をなすことを業とする女子をいう。

(看護婦の定義)

第5条 この法律において「看護婦」とは、厚生大臣の免許を受けて、傷病若しくは、じょく婦に対する療養上の世話、又は診療の補助をなすことを業とする女子をいう。

(准看護婦の定義)

第6条 この法律において「准看護婦」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護婦の指示を受けて、前条に規定することをなすことを業とする女子をいう。

第4章 業 務

(保健婦業務の制限)

第29条 保健婦でなければ保健婦又はこれに類似する名称を用いて、第2条に規定する業をしてはならない。

(助産婦業務の制限)

第30条 助産婦でなければ第3条に規定する業をしてはならない。但し、医師法(昭和23年法律第201号)の規定に基いてなす場合はこの限りでない。

2 保健婦及び助産婦は、前項の規定にかかわらず第5条に規定する業をなすことができる。

(准看護婦業務の制限)

第32条 准看護婦でなければ第6条に規定する業をしてはならない。但し、医師法又は、歯科医師法の規定に基いてなす場合はこの限りでない。

(保健婦に対する主治医の指示)

第35条 保健婦は、療養上の指導を行なうに当って主治の医師又は歯科医師がいるときは、その指示を受けなければならない。

(保健婦に対する保健所長の指導)

第36条 保健婦は、その業務に関して就業地を管轄する保健所の長の指示を受けたときは、これに従わなければならない。但し、前条の規定の適用を妨げない。

(医療行為の禁止)

第37条 保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦は、主治の医師又は、歯科医師の指示があった場合の外、診療機械を使用し、医薬品を授与し、又は医薬品について指示をなし、その他医師若しくは歯科医師でなければ、衛生上危害を生ずる恐れのある行為をしてはならない。但し、臨時応急の手当をなし、又は、助産婦が、へそのおを切り、かん腸を施し、その他助産婦の業務に当然附随する行為をなすことは差支えない。

〔診療放射線技師及び診療エックス線技師法〕

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は診療放射線技師及び診療エックス線技師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって医療及び公衆衛生の普及及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条

2. この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射〔撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内にそう入して行なうものを除く。以下同じ。〕することを業とする者をいう。

3. この法律で「診療エックス線技師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師又は歯科医師指示の下に、百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を人体に対して照射することを業とする者をいう。

第4章 業 務

(禁止行為)

- 第24条 医師、歯科医師診療放射線技師又は診療エックス線技師でなければ第2条第2項(診療放射線技師の定義)に規定する業をしてはならない。
2. 診療エックス線技師は、百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線以外の放射線に関して、第2条第2項の業をしてはならない。

(名称の禁止)

- 第25条 診療放射線技師又は、診療エックス線技師でなければ診療放射線技師若しくは、診療エックス線技師という名称又は、これらに紛らわしい名称を用いてはならない。
2. 診療エックス線技師は、診療放射線技師という名称又は、これに紛らわしい名称を用いてはならない。
 3. 前2項の規定に違反したものは、5千円以下の罰金に処する。

(業務上の制限)

- 第26条 診療放射線技師又は診療エックス線技師は、医師又は、歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線又は、百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を人体に対して照射してはならない。
2. 診療放射線技師又は、診療エックス線技師は、病院又は診療所以外の場所において、その業務を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

〔臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律〕

第1章 総 則

(この法律の目的)

- 第1条 この法律は、臨床検査技師及び衛生検査技師の資格等を定め、もって医療及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- この法律で「臨床検査技師」とは、厚生大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査、及び政令で定める生理学的検査を行なうことを業とするものをいう。
2. この法律で「衛生検査技師」とは、厚生大臣の免許を受けて、衛生検査技師の名称を用いて医師の指導監督の下に微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、及び生化学的検査を行なうことを業とする者をいう。

第4章 雑 則

(名称の使用禁止)

- 第20条 臨床検査技師でないものは、臨床検査技師という名称を使用してはならない。
2. 衛生検査技師又は、臨床検査技師(第8条第2項の規定により、臨床検査技師の名称の使用の停止を命せられている者を除く)でない者は、衛生検査技師という名称を使用してはならない。

(保健婦、助産婦、看護婦法との関係)

第20条の2 臨床検査技師は保健婦、助産婦、看護婦法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32項の規定にかかわらず、診療の補助として、採血(医師の具体的な指示を受けて行なうものに限る)及び第2条第1項の政令で定める生理学的検査を行なうことを業とすることが出来る。

2. 前項の規定は、第8条第2項の規定により、臨床検査技師の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

(衛生検査所の登録等)

第20条の3 衛生検査所(人体から排出され、又は採取された検体について、第2条第2項に規定する検査を業として行なう場所をいう。以下同じ)を開設した者は、その衛生検査所の構造設備、管理組織その他の事項が省令で定める基準に適合するときは、その衛生検査所について、都道府県知事の登録を受けることが出来る。

〔歯科衛生士法〕

(法律の目的)

第1条 この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もって歯科疾患の予防及び口控衛生の向上を図ることを目的とする。

(歯科衛生士の定義)

第2条 この法律において「歯科衛生士」とは、都道府県知事の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ)の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として左に掲げる行為を行なうことを業とする女子をいう。

- 一、歯牙露出面及び正常な歯ぐきの遊離縁下の附着物及び沈着物に機械的操作によって除去すること。
 - 二、歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。
2. 歯科衛生士は、保健婦、助産婦、看護婦法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることが出来る。

(歯科衛生業務の制限)

第13条 歯科衛生士でなければ第2条第1項に規定する業をしてはならない。但し、歯科医師法(昭和23年法律第202号)の規定に基いてなす場合はこの限りでない。

〔歯科技工法〕

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もって歯科医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第1条 この法律において「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物充てん物又は、矯正装置を作成し、修理し又は、加工することをいう。ただし、歯科医師(歯科医業を行なうことが出来る医師を含む。以下同じ)がその診療中の患者のために自ら行なう行為を除く。

2. この法律において「歯科技工士」とは、都道府県知事(昭和57年厚生大臣)の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

3. この法律において「歯科技工所」とは、歯科医師又は、歯科技工士が業として歯科技工を行なう場所をいう。

第4章 業 務

(禁止行為)

第17条 歯科医師又は、歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行なってはならない。

(歯科技工指示書)

第18条 歯科医師又は、歯科技工士は、厚生省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行なってはならない。ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基いて行なう場合はこの限りでない。

〔あん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律〕

(免許)

第1条 医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としようとする者は、それぞれあん摩、マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許(以下免許という)を受けなければならない。

(医業類似行為の制限)

第12条 何人も第1条に掲げる者を除く外、医業類似行為を業としてはならない。ただし、柔道整復を業とする場合については、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)の定めるところによる。